

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市放射線治療通院費等補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	佐渡総合病院でのがん患者に対する放射線治療が終了することに伴い、市内においてがん患者が適切な治療を受ける機会の確保を図ることを目的とし、放射線治療の必要ながん患者が市外医療施設に通院を行う場合における交通費等に要する経費に対して助成金を交付する。
補助事業者	市内に住所を有し、がん(悪性腫瘍、悪性新生物等)と診断され、佐渡総合病院において放射線治療が必要と判断され治療調整が行われた者
補助対象経費	交通費及び宿泊費の合計額
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	交通費 佐渡汽船島民往復運賃に係る金額の2分の1の額 ただし、根治的治療、手術後治療、予防的治療については、同一年度内において交通費の合計が2万円を超過した場合、交通費の合計から1万円を控除した額 宿泊費 宿泊料実費額。ただし、1泊当たり5,000円を上限とする。 (治療にあたり必要となる泊数分を助成するものとし、荒天等の理由で佐渡汽船が欠航し、宿泊が発生した場合も含む。)
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	交通費 佐渡汽船島民往復運賃に係る金額の2分の1の額 宿泊費 宿泊料実費額。ただし、1泊当たり5,000円を上限とする。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和7年8月29日
見直し時期	-
補助終期	-
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 市のホームページ
事業担当	(担当部署) 健康医療対策課 健康増進係
	(電話番号) 0259-63-3115